

# 令和7年分 申告相談のお知らせ

令和7年分の申告相談を以下の日程で行いますので、各地区の指定日にお越しください。

## ■会場 小野町役場分庁舎 講堂

### ■受付時間

平日	①午前9時から午前11時30分	②午後1時から午後4時
延長日（水曜日）	①午前9時から午前11時30分	②午後1時から午後6時
休日受付（3/1）	①午前9時から午前11時30分	
最終日（3/16）	①午前9時から午前11時30分	

※受付時間が変更になりましたのでご注意ください。（番号札は午前8時45分から申告会場で配布）

日	月	火	水	木	金	土
	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21
—	本町 横町	仲町 反町	地区指定日に 来れない方 (延長日)	大八 荒町	中通 平館	—
2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28
—	—	谷津作 菖蒲谷 雁股田	地区指定日に 来れない方 (延長日)	小野赤沼 皮籠石 小野山神	地区指定日に 来れない方 スマートフォン 申告相談会	—
3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7
休日受付日 9:00~11:30 平日に 来れない方	飯豊上 飯豊中 飯豊下	吉野辺 浮金 小戸神	地区指定日に 来れない方 (延長日)	夏井 南田原井 湯沢	塩庭一区 塩庭二区 上羽出庭 和名田	—
3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14
—	地区指定日に 来れない方	地区指定日に 来れない方	地区指定日に 来れない方 (延長日)	地区指定日に 来れない方	地区指定日に 来れない方	—
3/15	3/16					
—	最終日 9:00~11:30 (予備日)	—	—	—	—	—

※地区指定のない日は、混雑が予想されます。可能な限り地区指定日にお越しください。

また、全期間を通して午前中は混雑が予想されます。

※申告には世帯内の生計内容などがわかる方がお越しください。

※スムーズな申告相談を行うため、あらかじめご自身で領収書などを整理し、収支計算を行った上でお越しください。集計していない場合、受付の順番を繰り下げることがあります。

### △スマートフォンを使用した申告相談会を開催します！

ご自身のスマートフォンを使って行う申告相談会を開催します。ご自身でスマートフォンに入力していただき、分からぬところがあれば、税務署や税務課の職員がその場で説明します。来年からは、税務署や役場に出向くことなく、ご自身で確定申告ができるよう、この機会にぜひスマートフォンでの申告に挑戦してみてください。

※予約制となりますので、参加を希望される方は税務課（☎72-6932）までご連絡ください。

○日時：2月27日（金）午後1時から ○場所：小野町役場分庁舎 第3会議室

### ◆下記の申告については、町で受付を行いません。

郡山税務署が設置する申告会場またはe-Taxで申告をお願いします。

◎譲渡所得（土地・建物や株式の売買等の申告）

※公共事業の補償に伴う所得を除く

◎配当所得（上場株式の配当などで分離課税を選択したもの）

◎準確定申告（亡くなられた方の申告）

◎先物取引・FX

◎過年分申告（令和6年分以前の申告）

◎青色申告

◎消費税申告

■確定申告書作成会場の開設

日時：2月16日から3月16日（土日・祝日を除く）

会場：南東北総合卸センターイベントホール

（郡山市喜久田町卸1丁目1-1）

問い合わせ先：郡山税務署 ☎024-932-2041

※上記期間、郡山税務署内には申告書作成会場は開設しません。

※申告会場への入場は「入場整理券」が必要です。会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。

### ——申告が必要な方——

令和8年1月1日現在、小野町に住民登録されている方で、令和7年中に次の要件に該当する方

■主な収入が給与または年金で、それ以外の収入があった方

■給与所得者で年末調整を行わなかった方

■営業・農業・不動産などの所得があった方

※農業所得を申告される方については、自家消費分のみでは申告を受付けることができません。

■土地や建物などを売却した所得（譲渡所得）があった方

■医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

■初めて住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方

### ——申告に必要なもの——

#### ■共通事項

・マイナンバーカードまたは

通知カード+本人確認書類（運転免許証など）

・通帳または口座番号が確認できるもの

（申告者ご本人のもの）

・給与や年金所得のある方は源泉徴収票

・以前に自身で利用者識別番号を取得したことのある方はそれを確認できるもの（ID・パスワード方式の届出完了通知）

#### ■農業所得の申告

・収支内容をまとめた農業経営状況調査票

・経費などを確認できる領収書

・JA情報マネージメント（お持ちの方）

#### ■営業・不動産所得の申告

・会計帳簿や領収書など収支内訳の明細が分かるもの

#### ■公共事業の補償に伴う譲渡所得の申告

・売買契約書

・譲渡のために要した費用などの領収書

#### ■医療費控除の申告

・医療費控除の明細書、医療費通知等

※個人ごと・病院ごとに振り分けし、明細書を作成したうえでお越しください。

・保険金を受け取った場合は金額が分かる書類

#### ■各種所得控除の申告

・生命保険料や地震保険料の控除証明書、障害者手帳、介護保険証、療育手帳など各種控除の適用となることを証明できるもの

#### ■住宅借入金等特別控除（1年目）の申告

・登記事項証明書（原本）

・工事請負契約書（写）

・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（原本）

※増改築等の場合など、上記以外の書類が必要となることもあります。

### ——申告しなくてもよい方——

■収入が1ヵ所からの給与のみで、勤務先から町に「給与支払報告書」が提出されている方  
(年末調整が済んでいない方は申告が必要です。)

■収入が年金のみで、支払先から町に「公的年金等支払報告書」が提出されている方

※生命保険料控除や医療費控除など、各種控除がある場合は申告が必要となります。

### △ご注意ください

税法上の申告義務がない方（収入が障害年金・遺族年金のみの方、所得がない方など）も、住民税の申告をする必要がありますので忘れないで申告してください。

未申告の場合、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料（料）の軽減措置が受けられない、高額療養費自己負担額の判定ができない、所得（課税）証明書が発行されないなどの影響があります。

☞裏面もご覧ください